

物 件 調 書

案 件 名		鈴鹿市徳居町地内の県有普通財産（土地）の売却					
所在		鈴鹿市徳居町					
	字	敷伝	里	里	門田	門田	西川原
	地番	344 番 5	2059 番 1	2059 番 3	405 番 7	405 番 8	2162 番 3
	登記地目	雑種地	雑種地	雑種地	雑種地	雑種地	雑種地
	現況地目	雑種地	雑種地	雑種地	雑種地	雑種地	雑種地
	公簿面積	1,907 m ²	66 m ²	187 m ²	184 m ²	8.23 m ²	151 m ²
	実測面瀬	1,907.67 m ²	66.07 m ²	187.93 m ²	184.82 m ²	8.23 m ²	151.73 m ²
接道道路の状況		北側は幅員約 12～13mの県道「鈴鹿芸濃線」に、南側から東側にかけては幅員約 5～7mの市道「徳居 187 号線」に接道しています。					
法令に基づく制限	建築基準法／ 都市計画法	地域区分：市街化調整区域					
		用途指定：無し					
		建ぺい率：許可要件によって変わる。					
		容積率　：許可要件によって変わる。					
		高さ制限：許可要件によって変わる。					
	斜線制限：建築基準法による斜線制限等あり（道路斜線（勾配 1.5）、隣地斜線（31m＋勾配 2.5））。						
	その他	都市計画法第 29 条（開発行為の許可）・第 34 条（市街化調整区域における開発行為）・第 43 条（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限）の許可要件あり。鈴鹿市開発事業指導要綱、建築確認申請などの制限あり。					
土砂災害警戒区域		無し					
津波災害警戒区域		無し					
供給処理施設の状況	電気	無し（市道の反対側に配電線あり。）					
	上水道	南側前面道路に上水道本管 φ 100 の埋設あり。 整備するには、口径に応じて分担金が必要。その他、審査手数料が発生。					
	下水道	南側前面道路に農業集落排水本管 φ 100 ・ φ 200 の埋設あり。 整備するには、加入金が必要。					
	都市 ガス	無し					
敷地の概況		・ 南北約 100m、東西約 50mの不整形地 ・ 北側は県道と南側から東側にかけては市道に接道する、概ね現況平坦地勢の雑種地					

その他参考事項	・ 本地は廃川敷地等です。 ・ 現状有姿での引き渡しです。 ・ 地中埋設物調査及び土壌汚染調査未実施です。地下埋設物や土壌汚染等が発見されたとしても、県は一切責任を負いません。また、落札者は県に対して何らの請求もできません。 ・ 公図上には、字門田 4 0 5 番 8 の西側に道（いわゆる里道）が表示されていますが、現況は、道路は存していません。 ・ 南側の市道徳居 1 8 7 号線沿いに、一部、舗装されている部分があります。 ・ 本地は境界確定済みです。 ・ 市街化調整区域内のため、開発行為、建築に規制があります。詳細は開発許可、建築確認担当部署にお問い合わせください。
----------------	---

- ・ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料です、必ず入札参加者自身において、現地及び諸規制等について調査確認を行ってください。